

## 議案第 2 号

白井市まちづくり寄附金条例の一部を改正する条例の制定について

白井市まちづくり寄附金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 1 1 月 2 4 日 提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

### 提案理由

本案は、地域再生法に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業への寄附（企業版ふるさと納税）の受入れに当たり、必要に応じてまちづくり寄附金基金への積み立てを行い、有効に活用するため、条例の一部を改正するものです。

## 白井市まちづくり寄附金条例の一部を改正する条例

白井市まちづくり寄附金条例（平成24年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

- (14) 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として実施する事業

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第2号資料

○白井市まちづくり寄附金条例（平成24年条例第16号）新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(事業の区分)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p><u>(14) 地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として実施する事業</u></p> <p><u>(15)</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(事業の区分)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(14)</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>